

林内路網整備事業Q A

【制度】

番号	Q	A
1	事業の趣旨いかん	<p>県では、循環型林業の定着・拡大を図るため、主伐による原木の増産対策を講じているところです。</p> <p>また、林道に替わり林業専用道の開設を進めることとしており、森林資源の充実したエリアにおいて効率的な原木生産に必要な林業専用道と森林作業道のネットワークの整備が必要と考えています。</p> <p>一方、今年度から新たな森林管理システムが開始され、森林・林業振興における市町村の役割が明確化されました。市町村には森林環境譲与税が交付され、森林管理システムの運営だけでなく、林業振興全般にも取り組むことができることから、県と市町村が連携して林内路網整備による主伐支援を行いたいと考えています。</p>

【森林作業道の開設】

番号	Q	A
2	市町村が新たに開設・延伸又は既設道の機能強化（以下「開設等」）をする場合とは、どのように確認するのか	<p>市町村、市町村の出資又は委託を受けた団体（以下「市町村等」）が直接事業を行う場合、事業主体は、工事中の写真を市町村等から提供を受けて、実績報告に添付してください。</p> <p>市町村がこの事業の事業主体に補助金を交付する場合は、補助金交付決定又は額の確定通知の写しを実績報告に添付してください。</p>
3	開設等には、期間の定めがあるか	<p>開設等の当年度に森林作業道を開設することは困難な場合が多いことから、令和2年度以降に開設・延伸の事業を行い、当該事業完了の翌年度から起算して5年間は「新たに開設・延伸」したとみなすことにします。</p> <p>また、延伸を含む路線の場合、延伸工事起点までの道路は必ずしも機能強化の必要はありません。</p>
4	既設道の機能強化とは、どのようなものか	<p>機能強化とは、コンクリート舗装、砂利敷設、拡幅等とし、重機やトラックが走行するために必要な内容とします。また、この事業により作業ヤードや排水施設を整備した場合も機能強化と取り扱います。</p> <p>一方、既設道を維持管理する目的で行う除草、落石の除去、簡易な補修等は対象外とします。</p> <p>機能強化と維持管理の区分は明確にできないため、この事業では、重機により作業を行えば機能強化としています。</p>
5	既設道の範囲いかな	<p>①林業専用道、林業専用道（規格相当）、県単木材生産加速化作業道（きめ細）、基幹作業道、中核作業道など森林内で基幹的な道路</p> <p>②森林作業道の規格であっても、機能</p>

		<p>強化を行う事等により基幹的な道路となるものを対象とします。</p>
6	市町村が 1,000 円/m の支援の確認はどのようにするのか	<p>事業主体が県に実績報告書を提出する時、市町村の補助金交付決定書を添付することで市町村支援を確認します。</p>
7	補助金交付申請はどうするのか	<p>事業主体は、県に補助金交付申請をします。また、市町村に対して以下の手続きが必要です。</p> <p>○森林作業道の開設 市町村の補助を受けて林業専用道等の開設等を行う場合は、市町村に補助金交付申請が必要です。</p> <p>○森林作業道の開設（市町村協調支援） 市町村に対して補助金交付の手続きをする必要があります。</p>

【作業ヤード、排水施設】

番号	Q	A
8	作業ヤード、排水施設の整備の意味は何か	<p>林業専用道（規格相当）については、傾斜区分により補助単価の上限を決めており、それを超える部分は事業主体の負担となります。</p> <p>作業ヤードや排水施設は、非公共事業の補助対象となっていますが、これらを設置した場合、補助単価上限を超えるため、設置が見送られることが多くなっています。</p> <p>このため、林内路網整備事業でこれらの施設設置を補助することで、事業主体の負担軽減と林業専用道（規格相当）の機能強化を図る補助制度としました。</p>
9	作業ヤード、排水施設はどこに設置できるのか	<p>新たに開設・延伸する林業専用道（規格相当）及び既設道（5で規定）に付帯するものとします。</p> <p>新たな開設では、国の補助事業と区別するため、作業ヤード、排水施設にかかる事業費については国費対象事業費と分割して算定してください。</p>
10	規格いかん	<p>作業ヤードは原木の仕分けができる平坦な土地とし、広さは1箇所あたり400m<sup>2</sup>以上とします。</p> <p>排水施設の標準的な構造は別紙のとおりです。</p>